

地方自治法施行令

昭和22年 5月 3日政令第16号

改正：令和 2年 3月26日政令第60号（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令）

改正前	改正後
-その他-	
施行日：令和 2年 3月27日	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕	別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月26日 政令 第60号～	
施行日：令和 2年 3月27日	
◆追加◆	附 則（令和二・三・二六政六〇）抄
-改正法・附則- ～令和 2年 3月26日 政令 第60号～	
施行日：令和 2年 3月27日	
◆追加◆	（施行期日） 1 この政令は、公布の日の翌日〔令和二年三月二七日〕から施行する。

\*\*\*\*\*